

業務方法書の取扱いの一部改正について

1. 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 指定親会社(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。)が法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 指定親会社について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(4)の2 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき、銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当し</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき、銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき)保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が200パー</p>

たとき) 保険会社にあつては、ソルベンシー・
マージン比率が200パーセント及び100パ
ーセントを下回ったとき。

(8)~(9) (略)

(9)の2 指定親会社又は特定主要株主(法
第32条第4項に規定する特定主要株主を
いう。以下同じ。)が法令の規定により処分
若しくは処罰を受けたことを知ったとき又
は法令の規定による処分に係る聴聞若しく
は弁明の機会の付与が行われたことを知っ
たとき。

(10) (略)

(11) 金融商品取引業者にあつては、役員が法
第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げ
る者のいずれかに該当することとなった事実を
知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつ
ては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の
刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を
知ったとき。

(11)の2 指定親会社の役員が法第29条
の4第1項第2号イからトまでに掲げる者
のいずれかに該当することとなった事実を
知ったとき。

(12) 金融商品取引業者の主要株主(法第2
9条の4第2項に規定する主要株主をいう。以
下同じ。)が同条第1項第5号ニ又ホに掲げる者
のいずれかに該当することとなった事実を知っ
たとき(外国法人にあつては、主要株主に準ず
る者が同号へに該当することとなった事実を知
ったとき。)

(12)の2 指定親会社の主要株主が法第2
9条の4第1項第5号ニ又はホに該当する
こととなった事実を知ったとき。

(13) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価
額が3億円未満のものを除く。以下同じ。)を提

セント及び100パーセントを下回ったとき。

(8)~(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(11) 金融商品取引業者にあつては、役員が金
融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下
「法」という。)第29条の4第1項第2号イか
らトまでに掲げる者のいずれかに該当すること
となった事実を知ったとき、金融商品取引業者
以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決
定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑
を受けた事実を知ったとき。

(新設)

(12) 金融商品取引業者にあつては、主要株
主(法第29条の4第2項に規定する主要株主
をいう。)が法第29条の4第1項第5号ニ又ホ
に掲げる者のいずれかに該当することとなった
事実を知ったとき(外国法人にあつては、主要
株主に準ずる者が同号へに該当することとなっ
た事実を知ったとき。)

(新設)

(13) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価
額が3億円未満のものを除く。)を提起され若し

起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停(調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。)を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(13)の2 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。

(14)・(15) (略)

(15)の2 法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(15)の3 最終指定親会社(法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。)が法第57条の17第3項の規定に従い公衆縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(16) 金融商品取引業者にあつては、事業報告書を作成したとき、銀行等又は保険会社にあつては、単体又は連結の業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき、証券金融会社にあつては、事業報告書又は中間決算状況表を作成したとき。

(16)の2 法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したとき。

(16)の3 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。

(17)・(18) (略)

(19) 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。

(20) 法第57条の2第1項又は同条第6項(同項第2号に該当することとなった場合に限る。)の届出を行ったとき。

くは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停(調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。)を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(新設)

(14)・(15) (略)

(新設)

(新設)

(16) 金融商品取引業者にあつては、事業報告書を作成したとき、銀行等又は保険会社にあつては、業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき、証券金融会社にあつては、事業報告書又は中間決算状況表を作成したとき。

(新設)

(新設)

(17)・(18) (略)

(新設)

(新設)

<p>(2 1) <u>指定親会社の指定があったこと、当該指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2 2) <u>指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき(当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2 3) <u>指定親会社の役員の変更があったことを知ったとき。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2 4) <u>新たに特定主要株主に該当した者があったこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があったことを知ったとき。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 前項第 1 6 号に掲げる場合の報告においては、同項本文に定めるもののほか、<u>事業報告書又は単体の業務報告書に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書(これに準ずるものとして当社が適当と認めるものを含む。)</u>を添付するものとする。</p>	<p>2 前項第 1 6 号に掲げる場合の報告においては、同項本文に定めるもののほか、<u>同項第 1 6 号において作成した書面(中間業務報告書又は中間決算状況表を除く。)</u>に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書(これに準ずるものとして当社が適当と認めるものを含む。)を添付するものとする。</p>

2 . 附則

この改正規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。